

羽咋市災害時協力井戸登録事業実施要綱

令和7年9月1日告示第75号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震等による災害が発生し、市内の水道施設が使用できなくなった場合（以下「災害時」という。）に生活の用に供する水（飲料水及び調理に使用される水を除く。以下「生活用水」という。）を確保するため、市内に所在する井戸又は湧水（以下「井戸等」という。）を、災害時に市民等（災害の復旧等に係る活動に従事している者を含む。以下同じ。）が生活用水として使用する井戸等（以下「災害時協力井戸」という。）として登録することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 市長は、次に掲げる要件のいずれにも該当する井戸等を災害時協力井戸として登録することができるものとする。

- (1) 市内に所在すること。
- (2) 所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）が現在使用し、かつ、今後も井戸等として使用する予定であること。
- (3) 災害時において、市民等へ生活用水の円滑な提供が行えるよう井戸等の所有者等により継続的かつ適正に管理されていること。
- (4) 災害時に無償で井戸等の水が提供できること。
- (5) 生活用水として適した水質であること。
- (6) 災害時において誰もが水の汲み上げを行いやすい場所にあること。
- (7) 井戸等の所在地、所有者等の氏名等を公表することについて同意が得られること。
- (8) 必要に応じ、市長が井戸等の水の水質検査を行うことについて同意が得られること。

(登録の手続)

第3条 災害時協力井戸の登録を受けようとする井戸等の所有者等は、羽咋市災害時協力井戸登録申出書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により申出があったときは、その内容を審査し、登録の可否を決定するものとする。この場合において、市長は、前段の規定による決定をしたときは、災害時協力井戸登録可否決定通知書（様式第2号）により申出をした所有者等に通知するものとする。

(標識の交付)

第4条 市長は、前条の規定により登録の決定をした所有者等（以下「登録者」という。）に対し、災害時協力井戸標識（以下「標識」という。）を交付するものとする。

2 登録者は、標識を玄関等の見やすい場所に掲示するものとする。
（維持管理）

第5条 登録者は、災害時においては、市民等が災害時協力井戸を円滑に利用できるよう維持管理に努めるものとする。

2 市は災害時協力井戸については、設備の修繕、水質検査等を原則行わないものとする。
（利用者の遵守事項）

第6条 災害時協力井戸の利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- （1）災害時協力井戸の第三者利用は災害時に限られ、利用時間は登録者の承諾が得られた場合を除き日中に限られること。
- （2）災害時協力井戸の利用は、登録者の厚意によるものであることに留意し、その意に反する利用をしないこと。

（公表等）

第7条 市長は、災害時に市民等が災害時協力井戸を活用できるよう登録した災害時協力井戸の所在地及び登録者の氏名の公表を行うものとする。

（登録期間）

第8条 登録期間は、登録決定日から効力を有するものとし、第10条の規定により登録が取り消されない限り、その効力を有するものとする。

（登録内容の変更）

第9条 登録者は、登録内容に変更があったときは、羽咋市災害時協力井戸登録内容変更届出書（様式第3号）により市長に届け出るものとする。

（登録の取消）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、災害時協力井戸の登録を取り消すものとする。

- （1）登録者から羽咋市災害時協力井戸登録取消申出書（様式第4号）により災害時協力井戸の登録の取消しの申出があったとき。
- （2）第2条に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- （3）その他市長が災害時協力井戸として登録することが適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の取消しをしたときは、羽咋市災害時協力井戸登録取消通知書（様式第5号）により、登録者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた登録者は、第4条第1項の規定により交付を受けた標識を市長に返還しなければならない。

（損害賠償）

第11条 災害時協力井戸の運営又は利用に伴う事故等によって生じた損害については、市及び登録者は、その責を負わない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。